

伊丹市私道整備工事助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の生活環境の整備促進、防災及び交通の安全の向上を図るため、一般通行の用に供している私道の整備工事（以下「工事」という。）を私道の所有者が主体となって実施するに当たり、予算の範囲内において市が工事費用の一部を助成することにより、私道の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路で、敷地が私人の所有に属し、現に一般交通の用に供されているものをいう。
- (2) 公道とは、道路法第3条に規定する道路をいう。
- (3) 整備工事とは、新設舗装工事、既設舗装厚を変更しない舗装工事（原則 $t = 5\text{ cm}$ ）又は、部分的な側溝の修繕工事をいう。
- (4) 事前調査依頼書とは、第3条第1項第(2)号から第(7)号までについて事前に当該私道の現地踏査及び周辺環境の確認を行い、伊丹市私道整備工事助成金交付申請書（様式第1号）を円滑に行うものをいう。

(助成対象基準)

第3条 この要綱の助成対象となる私道は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 私道の敷地の所有者及び当該敷地に隣接する土地の所有者が、当該私道について一般の通行を承諾し、所有者が主体的に工事を行うことに承諾しているもの
 - (2) 公道と公道を結ぶ私道で行き止まりでなく、通り抜けを基本としていること
 - (3) 幅員が原則として4.0メートル以上で、道路線形が明確なもの
 - (4) 私道と宅地との境界が構造物等で明確になっていること
 - (5) 一般交通及び整備に支障となる占用物件のないもの
 - (6) 工事において、流末排水に影響のない私道であること
 - (7) 工事の支障となる地下埋設物がないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付対象としない。
- (1) 開発等により造成された私道で完成後20年を経過していない場合
 - (2) 新たに開宅地分譲を目的とした開発工事により造成された私道である場合
 - (3) この要綱により助成金を受けて整備された私道で、工事完了後20年を経過していない場合

(4) 法令に違反している建築物が私道に隣接している場合

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が適当と認めるものについては、助成金の交付の対象とすることができる。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、当該工事費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）とする。ただし、助成金の額が100万円を超えるときは、100万円とする。

- 2 当該工事費は、次条第7号の工事費見積書に記載された額又は当該年度の道路維持補修単価契約工事の契約単価から算出された工事費のいずれか少ない工事費とする。
- 3 当該年度の道路維持補修単価契約工事の単価が存在しない場合は、兵庫県が定める土木工事標準積算基準書に基づき市が算出するものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該私道の所有者、使用権者、管理者、当該私道に接する家屋の所有者、居住者のいずれかの者とし、助成金交付申込みに先立ち事前調査依頼書により市長に事前調査を申出るものとする。

- 2 市長は前項に基づき申請者より事前調査依頼書が提出された場合、第3条第1項第(2)号から第(7)号までについて当該私道の現地踏査及び周辺環境の事前調査を行い、その事前審査結果を申請者に回答する。
- 3 事前調査による事前審査を経たのち、伊丹市私道整備工事助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺1/2000程度）
- (2) 実測図（平面図、縦断図、横断図及び標準断面図）
- (3) 現況写真
- (4) 公図の写し（当該分に着色）
- (5) 土地の全部事項証明書
- (6) 工事計画平面図
- (7) 工事費見積書
- (8) 私道の土地所有者及び沿線住民全員の施工同意書
- (9) 維持管理誓約書
- (10) その他市長が必要と認める書類

- 4 伊丹市私道整備工事助成金交付申請書の受付期間は各年度の4月1日～12月20日までとする。

(助成金額の決定)

第6条 市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、内容を審査し、必要に応じて申請範囲の状況を確認する。これにより、通常有すべき安全性を欠いていると判断した場合に、助成することを適当と認め、予算の範囲内において第4条の規定によ

り助成金額を決定し、伊丹市私道整備工事助成金交付承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（請負人の選定）

第7条 申請者は、工事請負人を申請年度の伊丹市入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち、伊丹市内に本店を有し、土木一式工事又は舗装工事に係る建設業法の規定による建設業の許可を有している者から選定しなければならない。

（工事着手の届出）

第8条 申請者は、第6条の通知を受理した日から1ヶ月以内に工事に着手するものとし、工事着工前に次項に掲げる工事着工届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の着工届の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工程表

（工事完成の届出）

第9条 申請者は、工事を完成したときは、速やかに工事完成届を（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（完成検査）

第10条 市長は、前条の工事完成届を受理したときは、工事写真（着工前、作業状況、竣工）、出来形図、出来形写真及び品質管理記録等を整理し、速やかに当該工事の完成検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検査の結果補修の必要があるときは、申請者に工事の手直しを指示する事ができる。

（助成金の交付時期及び請求）

第11条 市長は、前条の完成検査の結果、工事が適当と認めるときは、申請者に対し伊丹市私道整備工事助成金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知があったときは速やかに伊丹市私道整備工事助成金交付請求書（様式第6号）により請求するものとする。

（助成金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、助成金の交付にあたって申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、既に助成金を交付済みときはその返還を命ずる。

(1) 虚偽、その他不正の行為により交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付の条件に違反したとき。

(3) 市長の指示に従わなかったとき。

（私道の維持管理）

第13条 申請者は、この要綱の適用を受け整備が完了した私道の維持管理については、土地所有者及び関係者が連帯し、責任をもって管理しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(様式第1号)

令和 年 月 日
(年)

伊丹市私道整備工事助成金交付申請書

伊丹市長様

住所

申請代表者氏名

電話

伊丹市私道整備工事助成要綱に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

1. 工事施工箇所 伊丹市 丁目 番号

2. 工事予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

3. 整備工事概要及び工事費内訳

工事内容	延長	幅員	面積	工事費	助成金交付 申込額
舗装工事	m	m	m ²	円	円
				円	円
合計	—	—	—	円	円

4. 工事施工業者名

5. 助成金交付申込額 金 円

6. 添付書類

- ①位置図 ②実測図 ③現況写真 ④公図の写し ⑤土地の全部事項証明書 ⑥工事計画平面図 ⑦工事費見積書 ⑧私道の土地所有者及び沿線住民全員の施工同意書 ⑨維持管理誓約書

(様式第2号)

伊 交 道 保 第 号
年 月 日
(年)
(公印省略)

伊丹市私道整備工事助成金交付承認通知書

申 請 代 表 者
様

伊丹市長

年 月 日付で申請のあった私道整備工事助成金の交付については次のとおり承認しますので、伊丹市私道整備工事助成要綱第6条第1項の規定により通知します。

1. 工事施工箇所 伊丹市 丁目 番 号
2. 工事予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
3. 工事施工業者
4. 交付承認額 円

工事内容	延 長	幅 員	面 積	助成金交付 申込額	助成金交付 承認額
舗装工事	m	m	m ²	円	円
				円	円
合 計	—	—	—	円	円

(様式第3号)

工 事 着 工 届

令和 年 月 日
(年)

伊 丹 市 長 様

(申 請 代 表 者)

住 所 _____

氏 名 _____

下記のとおり着工しますのでお届けします。

記

工 事 名	
工 事 場 所	伊丹市
着 工 日	令和 年 月 日
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
請 負 金 額	円

※工事請負契約書の写しと、工程表を添付する事

(様式第4号)

工 事 完 成 届

令和 年 月 日
(年)

伊 丹 市 長 様

(申 請 代 表 者)

住所

氏名

下記工事は令和 年 月 日に完成しました。

記

1 工 事 名	
2 工 事 場 所	伊丹市
3 工 事 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4 請 負 金 額	円

※完成検査までに、工事写真(着工前・作業状況・竣工)・出来形図・出来形写真・品質管理記録等を整理し提出すること。

(様式第5号)

伊 交 道 保 第 号
年 月 日
(年)
(公印省略)

伊丹市私道整備工事助成金交付決定通知書

申 請 代 表 者

様

伊丹市長

年 月 日付で申請のあった私道整備工事助成金の交付については、下記のとおり決定しましたので伊丹市私道整備工事助成要綱第11条第1項の規定により通知します。

工事施工箇所	伊丹市	
助成金交付承認額	助成金交付決定額	
円	円	
完成検査の結果		

(様式第6号)

伊丹市私道整備工事助成金交付請求書

令和 年 月 日
(年)

伊丹市長様

申請代表者

住所

氏名

令和 年 月 日付 伊交道保第 号をもって、伊丹市私道整備工事助成金交付決定通知を受けました下記金額を請求します。

記

請求金額 金 円

なお上記助成金は、下記口座へ振込方、よろしく申し上げます。

口座振替依頼書

振込先銀行	銀行				支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	3. 貯蓄	口座番号	
振込口座	フリガナ				
名義	お名前				
住所	住所 Tel (- -)				

令和 年 月 日
(年)

伊丹市私道整備工事助成事前調査依頼書

伊 丹 市 長 様

住 所

申請代表者 氏 名

電 話

伊丹市私道整備工事助成要綱に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて依頼いたします。

1. 工事施工箇所 伊丹市 丁目 番 号

2. 工事予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

3. 整備工事概要及び工事費内訳

工事内容	延 長	幅 員	面 積
舗装工事	m	m	m ²
合 計	—	—	—

4. 添 付 書 類 ①位置図 ②現況写真